

感染症に関わる全ての人に

「ねぎらい」「敬意」「感謝」の気持ちを

現在、新型コロナウイルス感染症に感染された患者の方をはじめ、感染リスクを抱えながら命や健康を守るために医療・介護に従事する方、社会経済活動を維持する上で必要不可欠な仕事に従事する方など、多くの方々が感染症と闘っています。感染症には「被害者」「加害者」もなく、これらの方々やその家族に対する差別や偏見、誹謗中傷は決して許されません。公的機関の正しい情報に基づいて冷静な行動に努め、感染症に関わる全ての人を皆さんで応援しましょう。



●人権男女共同参画課(人権や誹謗中傷に関すること) ☎24・11111

誹謗中傷等でお困りの方は相談窓口をご利用ください

新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷や差別などでお悩みの方は、ご相談ください。相談員によるアドバイス、内容に応じた関係機関等への対応依頼などを行います。

「ネットパトロール」を実施中です

インターネット上で新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷等の投稿を監視する「ネットパトロール」を実施し、悪質と思われる投稿画像を保存しています。被害に遭われた方が削除依頼や訴訟を提起される場合などに、保存した画像を提供します。

●長崎県人権・同和対策課 ☎095・826・2585

正しい情報を入手し

冷静な判断と適切な行動を

本市では、市内における感染症の拡大防止と、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、市民の皆さまの安全で安心な生活を維持することを目的として、感染症に感染された患者の方の情報を公表しています。

公表に当たっては、患者の方の健康状態に配慮しながら電話で聞き取り調査を行っています。正確な情報を収集するためには、患者の方のご協力と保健所との信頼関係が必要です。

そのため、情報の公表に際しては、年代・性別の公開を原則としていますが、人権の尊重や個人情報・プライバシーの保護に最大限配慮した上で、患者の方の同意を得ながら情報を公表しています。聞き取りによって感染が疑われる場合には、関係者の受診調整やPC

R検査、関係箇所の消毒指導などを行い、入念な感染拡大防止に努めています。

また、予防策を講じたいという思いから詳細を公表すべきというご意見もいただきますが、その特定の場所等からの感染拡大がないと判断した場合は、公表することで個人の特定や誹謗中傷などにつながる恐れがあることから、公表を行っておりません。

一方で、不特定多数の人が集まり、その当時の接触者などが特定できない場合などについては、公表する場合もあります。

感染拡大防止につながる情報については正確に伝えるよう努めておりますので、市民の皆さまには一人一人が冷静な判断と適切な行動を取っていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

●新型コロナウイルス感染症特別対策室 (情報の公表に関すること) ☎24・11111



フェーズ(段階)に応じた感染症対策にご協力をお願いします

本市では、新型コロナウイルス感染症に関する対応指針・対策を策定し、「コロナに負けないまちづくり」に取り組んでいます。市民の皆さんが取るべき行動については、感染状況に応じて5段階に分けてお知らせしますので、フェーズに応じた行動にご理解とご協力をお願いします。

フェーズに応じた取るべき行動の目安

段階	患者の発生状態	市民の皆さんが取るべき行動の目安
5	1週間に市内で14人以上の感染を確認、または10人以上の中等症・重症患者や大規模クラスターを確認	フェーズ4の行動を継続し、ステイホームを心掛け、市域をまたぐ移動を自粛する
4	1週間に市内で7人以上の感染を確認し、かつ中等症・重症患者が5人以上	フェーズ3の行動を継続し、不要不急の外出等を自粛する
3	2週間以内に市内で4人以上の感染を確認	フェーズ1の行動を継続し、飲食を伴うなど感染拡大の可能性が高いイベントや会合等を開催する場合は、慎重に判断する
2	市内・佐々町で感染を確認	フェーズ1の行動を継続する
1	近隣地域(本市を除く長崎県内、福岡県、佐賀県など)で感染を確認	発生地域への移動を控えるなど慎重に行動する。「新しい生活様式」を徹底する。接触確認アプリを積極的に利用する

※現在のフェーズや市公共施設の利用制限など、詳しくは市ホームページをご覧ください。
 ※長崎県が定めるフェーズは病床確保の目安を示すものであり、本市のフェーズとは異なります。
 ●新型コロナウイルス感染症特別対策室 ☎24-1111

ココア
接触確認アプリ(COCA)の
インストールにご協力をお願いします

厚生労働省が開発した接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性がある場合に通知を受け取ることができるスマートフォンのアプリケーションです。利用が増えることで、感染拡大防止につながることが期待されます。自分や大切な人、地域と社会を守るために、アプリのインストールにご協力をお願いします。



iPhoneの方は
こちらから

Androidの方は
こちらから

●厚生労働省 ☎03-5253-1111

来年分の指定ごみ袋購入補助券を配付



1人当たり
6枚

毎年11～12月に配付している「指定ごみ袋購入補助券」を10月上旬～11月上旬に各世帯へ配付します。ことしは新型コロナウイルス感染症の影響で家庭から出るごみが増えていることから、補助券を1枚追加して1人当たり6枚を送付します。指定ごみ袋は購入補助券を持参して取扱店舗で購入してください。

指定ごみ袋の取扱店舗は右の画像からご覧いただけます

●廃棄物減量推進課 ☎32-2428